

訪問看護サービス重要事項説明書

1 事業者及び事業所の名称・所在地等

事業者法人・代表者名	赤穂市 赤穂市長 牟禮 正稔
事業の種類	指定訪問看護事業（介護保険および健康保険）
事業所名	赤穂市訪問看護ステーション
事業所の所在地	赤穂市加里屋 3289 番地 1
管理者の職種・氏名	看護師 坂本 由規子
電話・FAX 番号	TEL:0791-43-8457 FAX:0791-43-6464
ホームページ	https://www.amh.ako.hyogo.jp
開設年月日	平成 10 年 2 月 13 日
指定番号(介護保険)	2864390022
指定番号(医療保険)	4390022
通常の事業の実施地域	赤穂市・上郡町
営業日及び営業時間	土日祝日を除く 8:20~17:05（12/29~1/3 以外） ただし利用者の病状等により、休日・祝日含めた計画的な訪問も可能です。緊急時、24 時間対応します。
サービス提供体制	介護保険：緊急時訪問看護、特別管理、ターミナルケア、サービス提供強化、看護体制強化 I 等 医療保険：24 時間対応体制、特別管理、機能強化型訪問看護管理療養費 1 等

2 事業所の職員体制

職 種	人 員
管理者	1 名
看護師・准看護師	2.5 名以上
理学療法士等	1 名以上
事務担当職員	1 名

3 サービスの内容

- (1) 事業者が行う訪問看護サービスは、「赤穂市訪問看護ステーション訪問看護事業運営規程」及び「訪問看護計画書」に沿って提供します。
- (2) ケアプランや訪問看護計画書に沿った訪問以外に、緊急時等心身の状態に変化を生じたときは、24 時間連絡を受け付けており、必要に応じて訪問をします。
緊急連絡先：0791-43-8457（不在時は携帯電話に転送となります）
* 緊急時訪問看護加算および 24 時間対応体制加算を申し込まれた利用者には、別紙緊急連絡用の携帯電話番号をお知らせします。
- (3) 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、定期的に看護職員が訪問し、心身の状態を評価し、支援します。
- (4) ご自宅を含む地域での生活を支援させていただきますが、終末期をむかえられる方の看護も積極的に行っております。「人生の最終段階における医療・ケアの決定プ

ロセスに関するガイドライン」(厚生労働省平成30年3月改訂)に沿って、利用者やそのご家族と医療ケアチームとの十分な話し合いや意思決定を基本とし、方針の決定に対する支援や終末期看護を提供します。

4 利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

【介護保険】 *介護(要介護)認定を受けておられる方は、介護保険が優先されます

訪問看護内容等	単位	利用者負担金			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
サービス提供体制強化加算	6/回	6円/回	12円/回	18円/回		
看護体制強化加算(Ⅰ)	550/月	550円	1,100円	1,650円	1回/月	
看護体制強化加算(介護予防)	100/月	100円	200円	300円	1回/月	
20分未満(介護予防)	314 (303)	314円(303)	628円(606)	942円(909)	准看護師の場合、所定単位数の90/100	
30分未満(介護予防)	471 (451)	471円(451)	942円(902)	1,413円(1,353)		
30分～60分未満(介護予防)	823 (794)	823円(794)	1,646円(1,588)	2,469円(2,382)		
60分～90分未満(介護予防)	1,128 (1,090)	1,128円(1,090)	2,256円(2,180)	3,384円(3,270)		
理学療法士等による場合(介護予防)(20分/1回)(6回/週まで)	294 (284)	294円(284)	588円(568)	882円(852)	1日2回超過 50/100	
夜間加算 午後6時～午後10時まで	所定単位数の25/100					
早朝加算 午前6時～午前8時まで						
深夜加算 午後10時～午前6時まで	所定単位数の50/100					
その他加算	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600/月	600円	1,200円	1,800円	1回/月
	退院時共同指導加算	600	600円	1,200円	1,800円	
	初回加算(Ⅰ)	350	350円	700円	1,050円	
	初回加算(Ⅱ)	300	300円	600円	900円	
	特別管理加算(Ⅰ)	500	500円	1,000円	1,500円	1回/月
	特別管理加算(Ⅱ)	250	250円	500円	750円	
	ターミナルケア加算	2,500	2,500円	5,000円	7,500円	死亡月
	長時間訪問看護加算	300	300円	600円	900円	
	口腔連携強化加算	50/月	50円	100円	150円	1回/月

看護・介護職員連携強化加算		250	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算(看護補助者)	30分未満	254(201)	254円	508円	762円
	30分以上	402(317)	402円	804円	1,206円

* 通常の事業実施範囲内の交通費は必要ありません。

(2) **ただし、次の場合の訪問看護については、医療保険の法定利用料に基づく金額となります。**

・厚生労働大臣が定める疾病等・訪問看護特別指示書の交付・介護保険の認定対象外

【医療保険】

①基本利用料

	1回目	2回目以降(週4日目以降)
基本療養費	5,550円	5,550円 (6,550円)
管理療養費	13,230円	3,000円
合計	18,780円	8,550円 (9,550円)
1割負担	1,878円	855円 (955円)
2割負担	3,756円	1,710円 (1,910円)
3割負担	5,634円	2,565円 (2,865円)

* 准看護師が訪問した場合は、基本療養費が5,050円(6,050円)になります

** 同一建物居住者の同日訪問については金額が変わりますので別途お知らせします

②外泊中の訪問看護

	法定額	1割負担金	2割負担金	3割負担金
基本療養費Ⅲ	8,500円/回	850円	1,700円	2,550円

③加算料金

項目	法定額	利用者負担金			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円	1回/月
特別管理加算	2,500円	250円	500円	750円	1回/月
特別管理加算(難)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	
早朝・夜間加算	2,100円	210円	420円	630円	
深夜加算	4,200円	420円	840円	1,260円	
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	回数制限有
難病複数回加算2回目	4,500円	450円	900円	1,350円	
難病複数回加算3回目	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
複数名訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円	看護師

複数名訪問看護加算	3,800円	380円	760円	1,140円	准看護師
複数名訪問看護加算	3,000円	300円	600円	900円	看護補助者
乳幼児加算	1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護情報提供療養費1	1,500円	150円	300円	450円	1回/月
訪問看護情報提供療養費2	1,500円	150円	300円	450円	1回/年度
訪問看護情報提供療養費3	1,500円	150円	300円	450円	1回/月

(3) この負担金以外については、訪問看護事業運営要綱第8条別表の利用料をお支払いいただくことがあります。

交通費(税別)	1)ステーションから5km未満	250円	5km毎250円 その他:実費
	2)ステーションから5km～10km未満	500円	
	3)ステーションから10km～15km未満	750円	
衛生材料費	訪問看護にかかる衛生材料費	実費	
死後の処置料	死後の処置料(税別)	9,000円	
時間外等利用料	利用者の希望により2時間を超える訪問看護を実施した場合	30分ごとに 1,000円	
	営業時間外(午後5時5分～午後10時、午前6時～午前8時20分)において2時間を超える訪問看護を実施した場合	30分ごとに 2,000円	
	営業時間外(午後10時～午前6時)において2時間を超える訪問看護を実施した場合	30分ごとに 3,000円	
	営業日以外において訪問看護を実施した場合は、1回につき2,000円とする。ただし、2時間を超える場合は営業時間外加算に準ずる。		

- (1) 利用者負担金は、利用月の翌月15日以降にお支払いください。
- (2) お支払い方法：赤穂市民病院2階会計窓口、口座引き落とし、指定口座振込みのいずれかによりお支払いください。
- * 口座引き落としができない場合がありますので、お問い合わせください。
 - * 振込みによるお支払いの場合、振込人氏名は利用者ご本人名とし、手数料については利用者負担となります。

5 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を変更する場合には、すみやかに次にご連絡ください。
連絡先(電話)：0791-43-8457(赤穂市訪問看護ステーション)
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービス利用の2日前までにご連絡ください。
- (3) 故意に予約の変更があったときなどは、規定に基づき、所定のキャンセル料をお支払いいただくことがあります。

時間	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

6 緊急時の対応等

看護師等は訪問看護中に利用者の病状に急変等の必要に応じ、利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

7 虐待防止について

- (1) 訪問時に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その内容についてステーション内で共有を図ります。
- (3) 事業所は次の通り虐待防止責任を定めます。 管理者 坂本 由規子

8 ハラスメント対策について

ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

9 感染症対策について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 相談・苦情窓口

ご相談窓口	ご利用時間とご利用方法
赤穂市訪問看護ステーション (管理者 坂本 由規子)	ご利用時間 平日 午前8時20分～午後5時5分 (土・日・祝日休み) ご利用方法 電話 0791-43-8457 面接 赤穂市訪問看護ステーション

当事業所以外に公的機関にも苦情 申し出ができます	赤穂市役所 電話番号 0791-43-3201(代) (医療介護課)
	国民健康保険団体連合会 神戸市中央区三宮 1 丁目 9-1-1801 号 電話番号 078-332-5601(代)

12 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ・看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできません。
- ・看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（例えば食事を作る、掃除等）をすることはできませんのでご了承ください。
- ・看護師等に関する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約にあたり上記のとおり説明いたします。

令和 年 月 日

事業者 赤穂市訪問看護ステーション

住所 赤穂市加里屋 3 2 8 9 番地 1

説明者

上記の内容について説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人又は立会人 住所

氏名